

## 商標「ヤシオマス」使用要領

制定 平成20年 8月1日

最終改正 令和7（2025）年3月27日

### （目的）

第1条 ヤシオマスのブランド化を目的として登録した商標「ヤシオマス」を適正に管理するために、この使用基準を定める。

### （定義）

第2条 商標「ヤシオマス」は、次の各号の要件を満たす場合使用することができる。

- ① 全雌三倍体ニジマスであること。
- ② 県水産試験場等での倍数化率検査が実施されている種卵又は種苗であること（ただし、県外産種苗の導入時の大きさは100g以下とする。）。
- ③ 生産又は導入から出荷までの期間で県内での飼育履歴期間が最長であること。
- ④ 水揚げ直後の体重が1kg以上であること。

### （商標権）

第3条 商標「ヤシオマス」に関する商標権は、栃木県知事（以下「知事」という。）が所有する。

### （商標「ヤシオマス」を使用できる者）

第4条 商標「ヤシオマス」を使用できる者は、第5条及び第7条の規定により知事の認定を受けた栃木県内でヤシオマスを生産する者（以下「認定生産者」という。）及び認定生産者が生産したヤシオマスを、販売、料理の提供、商品の製造、釣り堀等に利用する者とする。

### （生産者認定申請及び認定）

第5条 商標「ヤシオマス」の使用を希望する生産者は、ヤシオマス生産者認定申請書（別記様式1-1）に生産施設図面を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は前項の内容を審査し、本要領に適合すると認めた場合、当該申請者を認定生産者に認定し、ヤシオマス生産者認定証（別記様式4）を交付する。

### （認定の有効期間）

第6条 前条の規定に基づく認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

### （生産者認定更新申請）

第7条 認定生産者は、継続して認定を受けようとする場合にあっては、前条に定める有効期間の終了する日から起算して30日前までにヤシオマス生産者認定申請書（別記様式1-2）にヤシオマスの飼育状況（別記様式2）を添えて、提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受理した場合、ヤシオマス生産者認定証を書き換えて交付する。

3 前項の場合の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から起算して3年間とする。

### （認定生産者の公表）

第8条 知事は、認定生産者の名称等を公表するものとする。

### （報告）

第9条 認定生産者は、毎年3月31日までにヤシオマス生産実績等報告書（別記様式5）に、前年のヤシオマス生産・出荷実績（別記様式3及び3-2）を添えて知事に提出しなければならない。

**（認定事項の変更）**

第10条 認定生産者は、認定を受けた事項に変更が生じた場合には認定事項変更届出書（別記様式6）を知事に届け出なければならない。

**（調査及び調整）**

第11条 知事は、必要に応じてヤシオマスの生産・出荷の状況について報告を徴し、又は現地調査により生産・出荷の履歴に係る帳簿類、書類等を調査することができる。

2 知事は、品質安定化と生産量維持のため、県外産種卵・種苗の導入量を調整することができる。

**（認定生産者の責務）**

第12条 認定生産者は、ヤシオマスの安全・安心を確保するため、関係法令の遵守に努めなければならない。

2 認定生産者は、ヤシオマスの生産・出荷にあたっては、生産・出荷に関する履歴（種苗の履歴、飼育履歴、出荷記録等）を整備し、出荷後3年間保存しなければならない。

3 認定生産者は、出荷したヤシオマスの品質に関する苦情等が発生した場合、必要な措置を講じなければならない。

4 認定生産者は、商標「ヤシオマス」の不正使用の疑いを発見した場合は、すみやかに知事に通知するとともに、県が実施する調査に協力するものとする。

**（認定の取り消し等）**

第13条 知事は、認定生産者が次の各号に該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

① 第2条に規定されたヤシオマスの定義を遵守しないとき。

② 第9条に規定された実績報告をしないとき。

③ 第11条に規定された調査を拒んだとき。

④ 廃業等によりヤシオマス生産を中止したとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、ヤシオマス生産者認定証をすみやかに返納しなければならない。

3 知事は、認定生産者が前条に規定された責務を怠っていると認められる場合、是正のための必要な措置を講ずることができる。

**（不正使用）**

第14条 知事は、商標「ヤシオマス」の不正使用の疑いが生じた場合、事実関係の調査等を行い、商標「ヤシオマス」の適正使用の維持に必要な措置を講ずるものとする。

**（申請等の経由機関）**

第15条 削除

**（その他）**

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要領は、平成20年 8月1日から適用する。

この要領は、平成21年 7月9日から適用する。

この要領は、平成28年11月8日から適用する。

この要領は、令和元（2019）年6月3日から適用する。

この要領は、令和 3（2021）年 3 月 30 日から適用する。

この要領は、令和 7（2025）年 3 月 27 日から適用する。

(別記様式1-1)

ヤシオマス生産者認定申請書(新規)

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

ヤシオマス生産者の認定を受けたいので、商標「ヤシオマス」使用要領第5条に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 ヤシオマス生産施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 施設管理責任者の氏名

添付書類

- ・生産施設図面

(別記様式1-2)

ヤシオマス生産者認定申請書(更新)

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

ヤシオマス生産者の認定を受けたいので、商標「ヤシオマス」使用要領第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 ヤシオマス生産施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 施設管理責任者の氏名

添付書類

- ・ヤシオマスの飼育状況(別記様式2)

(県外池を利用したヤシオマスがいる場合)

- ・直近1カ年分の県外池利用魚の飼育場所がわかる証拠書類(飼育日誌等)

(別記様式2)

ヤシオマスの飼育状況

1 過去3年間の種卵・種苗の導入履歴

種卵・種苗	導入区分	サイズ (g)	数量 (粒・尾)	導入元	導入年月日
種卵	自家生産・県内・県外	—			
種卵	自家生産・県内・県外	—			
種卵	自家生産・県内・県外	—			
種卵	自家生産・県内・県外	—			
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				
種苗	県内・県外				

2 養殖量 ( 年 月 日時点の飼育状況)

サイズ (g)	尾数 (尾)	重量 (k g)

※直近の月末の養殖量を記載。





(別記様式4)

第 号

# ヤシオマス生産者認定証



住 所  
名 称  
代表者名

商標「ヤシオマス」使用要領第7条第2項の規定により、  
ヤシオマス生産者であることを認定します。

認定期間

年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

栃木県知事 ○○ ○○ 印

(別記様式 5)

ヤシオマス生産実績等報告書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名

商標「ヤシオマス」使用要領第9条に基づき、関係書類を添えて生産実績等を報告します。

添付書類

ヤシオマス生産・出荷実績（別記様式3及び3-2）

（県外産種卵・種苗を導入した場合）

倍数化率検査結果がわかる証拠書類（検査結果通知等）

(別記様式6)

ヤシオマス生産者認定事項変更届出書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名

ヤシオマス生産者の認定を受けた事項に変更が生じたので、商標「ヤシオマス」使用要領第10条に基づき、下記のとおり届出します。

記

1 変更内容

2 変更前

3 変更後

備考 必要に応じて変更内容を証明できる書類を添付すること。